

商品名等 (電気用品名等)	分割製造するLED電灯器具
<p>1 当該商品等の概要</p> <p>○用途、機能、性能 本体：光源ユニットを天井等へ取付ける金具 光源ユニット：LED光源（LED素子、電源回路を内蔵）</p> <p>○構造、仕様、意匠 本体：電気工事士が屋内配線（AC100／200V）に接続し天井等にネジで固定する。本体の端子台から接続端子付き電源電線が引き出されており、この接続器により光源ユニットと接続される構造。 光源ユニット：本体からの電源接続端子を介して電源の供給を受け発光する。</p> <p>○主な使用者、販売先 製造事業者が製造した本体は製造事業者から光源ユニットメーカーに納入され、本体と光源ユニットメーカーが製造した光源ユニットは別梱包で一般消費者に販売され、電気工事士等によって現場で組み立てられる。</p>	
<p>2 対象・非対象の解釈</p> <p>本体は、電気用品安全法上、非対象として取り扱う。光源ユニットは、特定電気用品以外の電気用品のうち、光源及び光源応用機械器具の「エル・イー・ディー・電灯器具」として取り扱う。</p> <p>(理由) 本体は、光源ユニットの取付台座であり、単体では該当する電気用品名がないことから、非対象として取り扱うことが妥当と判断する。光源ユニットは、ランプとはいえない構造であり、取付台座がなくても照明器具として完成していることから、「エル・イー・ディー・電灯器具」で対象として取り扱うことが妥当と判断する。 なお、光源ユニットの技術基準適合確認は、光源ユニットメーカーが意図する取付台座と組み合わせた状態を含む通常の使用状態を考慮して実施する必要がある。</p>	